

建築材料等判断基準ワーキンググループの開催趣旨

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 154 条第 1 項の規定に基づく建材トップランナー制度については、性能の高い建材製品を市場に普及させることを目的として、経済産業省の審議会である省エネルギー小委員会の下に「建材判断基準ワーキンググループ（以下「建材 WG」）」を設置し、窓（サッシ及びガラス）や断熱材についての検討を行い、拡充を図ってきている（以下【参考】参照。）。

サッシ及びガラスに関する建材トップランナー制度について、現時点では木造の戸建住宅や低層共同住宅、小規模建築物（以下「戸建・低層共同住宅等」）向けに使用されるもののみが対象となっており、その目標基準値については、2022 年 3 月に 2030 年を目標年度とする新たな目標基準値等に関する報告書を取りまとめが行われたところである。一方、非木造の中高層住宅や大中規模建築物（以下「その他建築物等」）の窓は対象外となっており、上記取りまとめにおいて「建材トップランナー制度の対象となっていない「その他建築物等用の窓」についても、対象化に向けて早急に検討していく。」ことが政府の取組むべき課題とされている。

よって、サッシ及びガラスに関する建材トップランナー制度に、その他建築物等に使用されるものを追加することについて検討を行う。

【参考】建材トップランナー制度の変遷

導入時期	対象製品	目標年度
2013 年	グラスウール、ロックウール、 押出法ポリスチレンフォーム	2022 年度
2014 年	サッシ、複層ガラス	2022 年度
2017 年	硬質ウレタンフォーム（現場吹付け品）※	2023 年度
2020 年	硬質ウレタンフォーム（ボード品）	2026 年度
2023 年	サッシ、複層ガラス（基準見直し）	2030 年度
	グラスウール、押出法ポリスチレンフォーム（基準見直し）	2030 年度
	窓の性能表示	—

※準建材トップランナー制度として位置づけられており、省エネ法に基づく勧告や公表、命令の対象外。